

〇〇〇〇：追加・修正

⊖〇〇〇⊖：削除

土木工事積算基準（令和元年５月）の一部修正その２ 新旧比較表

現行（Ⅲ－２－１）	修 正	備考（内容）																
第２章 設 計 業 務 第１． 配水管工事設計業務 １．適用範囲 配水管工事に係る設計業務は、本節及び「Ⅰ編第１章第２．工事費の積算１．直接工事費５．諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものついて、全国簡易水道協議会発行「平成30年度改訂版水道事業実務必携（国庫補助事業歩掛表）」による。 なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、３社以上から見積りを取得し、その価格の妥当性を検討した上で、最低価格を採用すること。 ２．情報共有システムの使用における適用基準 配水管工事に係る設計業務において、情報共有システムの使用料が発生する場合に計上する。 表２－１（１業務当たり） <table><tr><td>工 種</td><td>単位</td><td>数量</td><td>備考</td></tr><tr><td>情報共有システム費</td><td>業 務</td><td>１</td><td>（間接費対象外）</td></tr></table>	工 種	単位	数量	備考	情報共有システム費	業 務	１	（間接費対象外）	第２章 設 計 業 務 第１． 配水管工事設計業務 １．適用範囲 配水管工事に係る設計業務は、本節及び「Ⅰ編第１章第２．工事費の積算１．直接工事費５．諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものついて、全国簡易水道協議会発行「平成30年度改訂版水道事業実務必携（水道施設整備費に係る歩掛表）」による。 なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、３社以上から見積りを取得し、その価格の妥当性を検討した上で、最低価格を採用すること。 ２．情報共有システムの使用における適用基準 配水管工事に係る設計業務において、情報共有システムの使用料が発生する場合に計上する。 表２－１（１業務当たり） <table><tr><td>工 種</td><td>単位</td><td>数量</td><td>備考</td></tr><tr><td>情報共有システム費</td><td>業 務</td><td>１</td><td><u>直接経費として計上</u></td></tr></table>	工 種	単位	数量	備考	情報共有システム費	業 務	１	<u>直接経費として計上</u>	文言の訂正 文言の明確化
工 種	単位	数量	備考															
情報共有システム費	業 務	１	（間接費対象外）															
工 種	単位	数量	備考															
情報共有システム費	業 務	１	<u>直接経費として計上</u>															